⑶　入札書の受領期限等
①　受領期限　平成21年10月28日（水）午後４時00分
②　提出方法　持参又は郵送すること（電送による入札は認めません。）。
⑷　開札の日時及び場所
①　日時　平成21年11月24日（火）午後２時00分
②　場所　中日本高速道路株式会社　名古屋支社　飯田保全・サービスセンター
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書の作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札予定者が開札後10日以内に備蓄倉庫の保有又は借用を証明する書類を提出しなかった場合等は、この限りでない。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無。
⑻　詳細は、入札説明書によります。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masashi Dezawa Director of Iida Maintenance and Customer Service Center, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Sodium Chloride for solid de-icing agent 1,920 ton, Calcium Chloride for solid de-icing agent 10 ton.

Attention : As the scheduled supply of de-icing agents is the expected quantity based on the past record of supplies, it does not guarantee the actual supplied amount.
⑷　Delivery period : From the next day of the contract date hereof through 31 March 2010.
⑸　Delivery place : Iida Maintenance and Customer Service Center, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited, 856―1, Kitagata, Iida-City, Nagano, Japan, and other 7 places
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures :
①　Not come under Article 11 of the Central Nippon Expressway Company Limited regulation concerning the contract procedures.
②　Have been qualified through the examination of the documents submitted. Submit following documents till time-limit for tender.
・Copy of the commercial register.
・Document that described the company career.
・The latest financial statements.
・Copy of certificate of tax payment
③　Have proven to have actually sold, manufactured or delivered Sodium Chloride concerned.
④　Have proven to own (or rent) the storehouse stocked over 840 ton of sodium chloride (located) within the radius of 100 kilometers from Iida Maintenance and Customer Service Center, and to be able to use or be going to use.
⑺　Time-limit for tender : 4 : 00 pm 28 October 2009.
⑻　Contact point for the notice : Hirotoshi Kinoshita, Manager of General Affairs Section, Iida Maintenance and Customer Service Center, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited, 856―1, Kitagata, Iida-City, Nagano, Japan. TEL 0265―25―7288.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年９月７日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社　高山保全・サービスセンター
所長　佐藤　文昭
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　21

○中日本高速道路株式会社公告第19号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　2
⑵　調達物品名及び納入予定数量
東海北陸自動車道　高山管内凍結防止剤購入
固形剤散布用塩　2,750ｔ
㈱　納入予定数量は過年度実績に基づき算出した見込数量であり、納入数量を保証するものではない。
⑶　調達件名の特質等　入札説明書のとおり
⑷　納入期間　平成21年11月11日（水）から平成22年４月30日（金）まで
⑸　納入場所　中日本高速道路株式会社　名古屋支社　高山保全・サービスセンター　高山市清見町夏厩318他　３箇所
⑹　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。
2　競争参加資格
⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「契約規則」という。）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵　入札書の受領期限までに以下の書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
①　商業登記簿謄本の写し
②　会社の経歴を記載した書類
③　直近の営業報告書（財務諸表等）
④　過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則）別紙第９号様式（その３、その３の２、その３の３のいずれか）の写し
⑶　塩化ナトリウムに係る販売実績、製造実績又は納入実績があることを証明した者であること。
⑷　高山保全・サービスセンターから半径100㎞以内の場所に位置する290ｔ以上の備蓄倉庫を保有若しくは借用し、契約期間中当該備蓄倉庫を使用できること又は使用予定であることを証明した者であること。
⑸　入札書の受領期限から開札の日までの期間に資格停止を受けている期間中でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒506―0205 高山市清見町夏厩318　中日本高速道路株式会社　名古屋支社　高山保全・サービスセンター　総務担当課長　茂良一　電話0577―67―3261
⑵　入札説明書の交付方法
①　交付期間　平成21年９月７日（月）から平成21年10月26日（月）までの土曜、日曜及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。
②　交付方法　無料交付で直接行うものとする。
⑶　入札書の受領期限等
①　受領期限　平成21年10月26日（月）16時00分
②　提出方法　持参又は郵送すること（電送による入札は認めません。）。
⑷　開札の日時及び場所
①　日時　平成21年11月10日（火）13時30分
②　場所　中日本高速道路株式会社　名古屋支社　高山保全・サービスセンター
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。